令和８年度茨城県在宅医療基盤整備事業実施要項

１　事業の目的

高まる在宅医療のニーズに対応していくため、新たに在宅医療を始めようとする、又は在宅医療の取組を拡充しようとする医科の病院又は診療所の裾野を広げていくことが重要である。また、在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るためには、地域において不足している訪問看護事業所の開設・拡充に積極的に取り組む必要がある。

本事業は、在宅医療に必要な設備整備を支援し、もって在宅医療の実施体制強化を図ることを目的とする。

２　事業主体

(1) 新たに在宅医療を始めようとする医療機関
(2) 在宅医療の取組を拡充しようとする医療機関
(3) 新規開設する訪問看護事業所
(4) 取組を拡充しようとする訪問看護事業所

３　事業内容

訪問診療又は訪問看護で使用する医療機器、患者情報を共有する際に活用する電子情報通信機器（タブレット型端末等)、自家発電装置等の導入経費補助

４　用語の定義

(1) 新たに在宅医療を始めようとする医療機関とは、令和８年３月 31 日までの間に診療報酬上の在宅患者訪問診療料を算定していない医療機関で、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日の間に診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定を計画している医療機関をいう。

(2) 在宅医療の取組を拡充しようとする医療機関とは、令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの間と比較して、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間における診療報酬上の在宅患者訪問診療料の算定回数の増加、又は令和８年３月 31 日までの間に算定を行っていなかった在宅療養指導管理料や在宅療養指導管理材料加算の算定を計画している医療機関をいう。

　または、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に、在宅療養支援診所３から１又は２へ、在宅療養支援病院３から１又は２へ厚生局への届出を変更した医療機関、他の在宅医療実施医療機関と連携及び支援するため機器を共同利用する医療機関をいう。

(3) 訪問看護事業所とは、介護保険法（以下「法」という。）第 41 条第１項本文の指定を受けた者が、法第８条第４項に規定する訪問看護を行う事業所（法第 71 条に

規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。

(4) 新規開設する訪問看護事業所とは、茨城県在宅医療基盤整備事業費補助金交付申請書の提出日から遡って１年以内の間に訪問看護事業所を新たに開設し、かつ、サービスの提供を開始した場合をいう。

(5) 取組を拡充しようとする訪問看護事業所とは、令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に、サービスに従事する看護師等の従業者を増員（常勤換算後人数で 1.0 人以上）した事業所をいう（新たに増員した者との雇用契約期間が１年未満の場合を除く。ただし、人事規定等により、当初の雇用契約期間は１年未満だが、その後契約更新又は正規雇用する予定がある場合などはこの限りでない。）。なお、増員の確認は、令和８年３月 31 日時点における従業者の数を、本事業実施後と比較することにより行う。

５　その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この要項は、令和８年 10 月 14 日に施行し、令和８年４月１日から適用する。